

長久手市障がい者自立支援協議会専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市障がい者自立支援協議会専門部会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障がい福祉施策の課題や、障がい者の個別ケース等に対する支援及び連携を図るため、長久手市障がい者自立支援協議会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい福祉施策の課題に関すること。
- (2) 個別ケース等への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 未就園児、未就学児、児童、生徒の障がい福祉に関すること。
- (4) 障がいのある人の就労に関すること。
- (5) 障害福祉サービスの開発及び質の向上に関すること。
- (6) 精神障がいのある人に関する支援及び理解促進、啓発に関すること。
- (7) 障がいのある人の権利擁護に関すること。
- (8) 地域福祉に関すること。
- (9) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の進行管理及び評価に関すること。
- (10) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童教育支援部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 福祉サービス支援部会
- (4) 精神障がい者支援部会
- (5) 地域生活支援部会
- (6) 計画評価部会

2 部会を新設及び解散するときは、協議会の承認を得なければならない。

3 部会員は、次に掲げる者のうち10名程度で組織する。

- (1) 長久手市障がい者自立支援協議会の委員又はその団体に属する者
 - (2) 市内の当事者団体等
 - (3) 市内の障害福祉サービス事業者
 - (4) その他必要と認める者
- (会長)

第5条 各部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会場に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数であるときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じて第4条に規定する委員以外の者を招集することができる。

(守秘義務)

第7条 部会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。